

## 鳥獣保護管理法の施行状況及び鳥獣保護管理の基本的な指針の 第 13 次改定に向けた点検ポイント(案)

- ・ 平成 26 年に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が改正され、平成 27 年 5 月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）が完全施行された。改正により、法の題名及び目的に「管理」が加えられ、ニホンジカやイノシシ等の捕獲を推進するための指定管理鳥獣捕獲等事業及び担い手の確保・育成のための認定鳥獣捕獲等事業者制度運用などが進められてきた。
- ・ 法に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年 10 月 11 日環境省告示第 100 号。以下「基本指針」という。）が策定され、各都道府県では基本指針に基づく鳥獣保護管理事業が進められているところ。
- ・ 令和 2 年 5 月に法の施行から 5 年が経過したこと、基本指針に基づく計画期間は令和 3 年度末とされており改定が必要であることから、法の施行状況と鳥獣保護管理に関する社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針を整理する。

点検項目	点検ポイント
鳥獣の管理の強化	・ 第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事など前回改正により創設された鳥獣管理制度の進捗状況に関する事
鳥獣の保護の推進	・ 希少鳥獣の選定、鳥類における鉛中毒防止、錯誤捕獲の防止に関する事
人材育成	・ 人口縮小社会において鳥獣保護管理を担う人材の確保・育成に関する事
野生鳥獣に由来する感染症対策	・ 野生鳥獣に由来する感染症対策としての野生鳥獣の保護管理に関する事
その他	・ 外来鳥獣対策に資する捕獲許可基準、市街地出没等における円滑な対応の推進、鳥獣の保護管理におけるデジタル化の推進に関する事 等

◆ 小委員会での検討スケジュール（予定）

【令和2年度】

- ・中央環境審議会自然環境部会（諮問） 10月19日
- ・小委員会（第1回） 12月7日
- ・小委員会（第2回） 2月下旬頃 予定

【令和3年度】

- ・小委員会（第3回） 5月頃 予定  
（パブリックコメント実施）
- ・小委員会（第4回） 7月頃 予定
- ・中央環境審議会自然環境部会（答申） 8～9月 予定
- ・基本指針 告示 9～10月頃 予定

（参考） 平成28年度 第12次基本指針改定の経緯

【平成27年度】

- 11月11日 中央環境審議会自然環境部会において諮問
- 12月 9日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（1回目）
- 2月26日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（2回目）

【平成28年度】

- 5月20日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（3回目）
- 6月～7月 パブリックコメント実施
- 7月26日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（4回目）
- 8月30日 中央環境審議会自然環境部会において答申
- 10月11日 告示